

沖縄労働局発表  
平成29年1月25日

担 当	沖縄労働局労働基準部
	監察監督官 南 隆功
	専門監督官 小池 雅弘
	電話：098-868-4303

## 建設現場の92.2%に労働安全衛生法違反

～「平成28年度沖縄労働局建設業年末一斉監督月間」実施結果～

沖縄労働局（局長 まつとり こうじ 待鳥 浩二）では、年末年始無災害運動の一環として、平成28年12月1日から31日までの間を「建設業年末一斉監督月間」とし、管内の5つの労働基準監督署において、建設工事現場に対する集中的な監督指導を実施しました。結果は次のとおりです。

### 1. 監督指導の結果（詳細は別紙参照）

管下労働基準監督署（那覇、沖縄、名護、宮古、八重山）が監督指導を実施した建設工事現場数は64現場。発注機関別では民間工事現場49現場、公共工事現場15現場である。

64現場のうち、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）に関する違反が認められたものは、**59現場で違反率は92.2%**。（平成27度同月間での違反率は70.0%）

発注機関別の違反率は、民間工事現場が89.8%、公共工事現場が100%であった。

安衛法違反が認められた59現場に対しては、是正勧告（違反事項を是正する旨の指導）を行った。このうち死亡災害等の重篤な労働災害につながる危険性の高い法違反のあった**29現場**に対して、当該違反が是正されるまで、使用停止、立入禁止及び変更命令（使用停止等命令）の行政処分を行った。

立入禁止及び変更命令の内訳は、

足場の手すりの設置等の墜落防止措置に関する違反	17現場
躯体（建物）の開口部等に対する墜落防止措置違反	14現場
丸のこ盤（携帯用丸のこ盤を含む）の安全カバーの不備違反	6現場

### 2. 今後の対応

沖縄労働局においては、建設業における労働災害防止を図るため、平成26年より実施している「**沖縄県建設業ゼロ災運動**」を本年も引き続き展開していくとともに、今後とも管内の労働基準監督署において、建設現場における災害防止、安全管理の徹底について監督指導等を行っていくこととする。

工事別違反率(表1)

		監督実施現場数	違反現場数	違反率(%)	使用停止等命令 交付現場数
土木	民間				
	公共	4	4	100.0%	1
	小計	4	4	100.0%	1
建築	民間	49	44	89.8%	21
	公共	11	11	100.0%	7
	小計	60	55	91.7%	28
合計		64	59	92.2%	29
発注者別	民間	49	44	89.8%	21
	公共	15	15	100.0%	8

工事現場単位の集計

使用停止等命令交付現場数(表2)

足場の手すりの設置等の墜落防止措置 に関する違反	(安衛則第563条) (安衛則第655条)	17
躯体(建物)の開口部に対する墜落防止 措置違反	(安衛則第519条) (安衛則第653条)	14
丸のこ盤の歯の接触予防装置の不備 (安全カバー)	(安衛則第123条)	6

使用停止等命令の項目別に集計しているため(表1)の交付現場数より多い

(参考)平成27年度年末一斉監督の違反率(表3)

		監督実施現場数	違反現場数	違反率(%)	使用停止等命令 交付現場数
土木	民間				
	公共	16	6	37.5%	1
	小計	16	6	37.5%	1
建築	民間	47	37	78.7%	21
	公共	15	12	80.0%	5
	小計	62	49	79.0%	26
その他	民間				
	公共	2	1	50.0%	
	小計	2	1	50.0%	
合計		80	56	70.0%	27
発注者別	民間	47	37	78.7%	21
	公共	33	19	57.6%	6